

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行

(当日が休日に当  
たるときは、そ  
の翌日)

## 目 次

- ◇告 示 保険医療機関等の指定(保険課)
- ◇公安告示 遊技機の型式の検定(生活安全企画課)

## 告 示

### 鳥取県告示第五百六十五号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政令第八十七号)第二条の規定により、次のとおり告示する。

平成七年八月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
水垣内科	鳥取市徳尾一五一六	平成七年八月一日
たなか小児科医院	鳥取市興南町七六	〃
安田内科医院	米子市二本木五三九	〃
大賀美整形外科医院	米子市米原六九	〃
なかくき医院	米子市末広町二六六	〃
クリ内科胃腸科クリニック	米子市西福原六丁目二二八	〃
健クリニック	米子市中町二二三一三	〃
医療法人社団清仁会野坂医院	米子市上新印二五六一六	〃
医療法人社団清仁会野坂医院 分院	米子市蚊屋二八一一二	〃
小坂内科医院	境港市高松町五九七一五	〃
坂口歯科医院	鳥取市元魚町二丁目一一九	〃
マブチ歯科医院	鳥取市栄町六六〇―三池上ビル三階	〃
佐々木歯科医院	鳥取市商栄町一五六―三	〃
今井歯科医院	米子市上後藤四丁目一四―一九	〃
医療法人社団ながせ歯科医院	境港市湊町一五〇	〃
遠藤歯科医院	西伯郡岸本町吉長四一―四	〃

かんべ皮膚科クリニック	鳥取市永楽温泉町四五九	平成七年八月三日
湯所薬局	鳥取市湯所町二丁目三三四	平成七年八月一日
有限会社サエグサ薬局	鳥取市片原一丁目二二一	〃

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第四十八号

次の遊技機の型式については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律昭和二十三年法律第百二十二号（第二十条第三項の技術上の規格に適合していると認められたので、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第九条第一項の規定により告示する。

平成七年八月八日

鳥取県公安委員会委員長 上 田 務

申請者	氏 名	京楽産業株式会社
	住 所	名古屋市中川区尾頭橋三丁目20-8
遊技機の区分	遊技機の区分	遊技機の区分
	遊技機の区分	遊技機の区分
型式名	型式名	C.R.パーフェクトゲーム
	型式名	C.R.パーフェクトゲーム
製造者	製造者	京楽産業株式会社
	製造者	京楽産業株式会社
検番号	検番号	500244
	検番号	500244
有効期間	有効期間	7年8月8日から3年間
	有効期間	7年8月8日から3年間

〃	〃	ホッパージャケット	〃	510266	〃
〃	〃	規則第6条第1号口該当機	〃	420389	〃
〃	〃	〃	〃	420675	〃

申請者	氏 名	株式会社ソフイア
	住 所	群馬県利根市境野町七丁目201
遊技機の区分	遊技機の区分	遊技機の区分
	遊技機の区分	遊技機の区分
型式名	型式名	摩盛王DX
	型式名	摩盛王DX
製造者	製造者	株式会社ソフイア
	製造者	株式会社ソフイア
検番号	検番号	500270
	検番号	500270
有効期間	有効期間	7年8月8日から3年間
	有効期間	7年8月8日から3年間

申請者	氏 名	日活興業株式会社
	住 所	岡山県玉野市築港1丁目7-15
遊技機の区分	遊技機の区分	遊技機の区分
	遊技機の区分	遊技機の区分
型式名	型式名	ガルウイング
	型式名	ガルウイング
製造者	製造者	日活興業株式会社
	製造者	日活興業株式会社
検番号	検番号	540264
	検番号	540264
有効期間	有効期間	7年8月8日から3年間
	有効期間	7年8月8日から3年間